

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 2 6 年度
計画主体	安来市

安来市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 産業振興部農林振興課
所 在 地 安来市伯太町東母里 5 8 0 番地
電 話 番 号 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 3 0
F A X 番 号 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 8 2
メールアドレス shinkou@city.yasugi.shimane.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	① イノシシ②ヌートリア③タヌキ④キツネ⑤アライグマ ⑥サル⑦カラス⑧カワウ⑨ウソ⑩サギ類⑪ニホンジカ
計画期間	平成26年度～28年度
対象地域	島根県安来市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする

2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成25年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
①イノシシ	水稲、野菜、果樹	1 4 1 万円 9 ha
②ヌートリア	水稲、野菜、果樹	3 0 万円 2 ha
③タヌキ	野菜、果樹	1 2 6 万円 6 ha
④キツネ	鳥 (養鶏)	— — ha
⑤アライグマ	野菜、果樹	— — ha
⑥サル	野菜、果樹	— — ha
⑦カラス	野菜、果樹	8 8 万円 2 3 ha
⑧カワウ	魚 (アユ・ドジョウ等)	5 万円 —ha
⑨ウソ	花木	— —ha
⑩サギ類	水稲、魚 (アユ・ドジョウ等)	3 0 万円 —ha
⑪ニホンジカ	野菜、果樹	— —ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積、(被害面積については水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

被害のほとんどを占めるイノシシについては、これまでは旧広瀬町や旧伯太町など中山間地域を中心に被害が発生していたが、近年は平野部に被害が拡大しており、平成22年は特にナラ等のドングリが大凶作の年となり平野部の被害が拡大した。また、これまで侵入防護柵等の普及等で減少傾向に中山間地域における被害についても柵の老朽化等が原因での被害傾向が増加している。

なお、生息頭数については横ばいと推定している。

タヌキ (キツネを含む) は、これまで旧広瀬町や旧伯太町など中山間地域を中心に被害が発生していたが、近年は平野部に拡大傾向にある。

サルについては、はぐれサルによる農作物被害や住宅地への出没が増加している。

ヌートリアは、中海及び飯梨川、伯太川水系の下～中流域を中心に水稻・野菜の被害が発生しており近年は上流域に被害・生息とも拡大傾向にある。

アライグマは、現在具体的な被害が現れていないが生息の痕跡が数箇所で見られ、また県内他市町の状況から今後、被害の拡大が予想される。

ニホンジカは、近年出没情報のみで被害の報告は無いが、県内他市町の状況から今後、被害の拡大が予想される。

鳥害は増加傾向にあり、カラスによる梨、野菜、穀物の食害、サギ類等による水稻の苗踏み、養殖ドジョウの食害、また、カワウ・サギ類等による放流アユの食害が報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成25年度）	目標値（平成28年度）
全対象鳥獣	420万円 40ha	228万円 28ha (目標面積：25年度*70%)

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。
- 3 [H23年度+H24年度+H25年度（見込み）] / 3

(4) 従来講じてきた被害防止策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 安来市猟友会と駆除に関する委託契約を交わしており、捕獲する鳥獣や地域等の状況によって連携し捕獲できる体制を整えている。また、イノシシの捕獲について補助を行っている。</p> <p>② 安来市鳥獣被害防止対策協議会が捕獲機材（捕獲檻）の整備を行っている。</p>	<p>① 高齢化が進み猟友会の新規加入者が減少しているため比較的近い将来に捕獲活動に専業で取り組める人がいないなど即時の対応が困難となることが予想される。</p> <p>② 老朽化等により引き続き整備を行っていかなくてはならない。</p>

	③ 捕獲鳥獣の処理方法としては、自家用の肉としている他、イノシシの食肉加工施設が広瀬町内に整備されイノシシ肉の有効利用が図られている。	③ 捕獲鳥獣（イノシシ肉）の安定数確保と販路拡大が望まれる。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置についての普及啓発を行い、その資材の購入について、市で補助を行っている。	イノシシ等の被害防止の為に設置したワイヤーメッシュ、トタンや網等の老朽化が進み、防護柵の修繕を必要とする地区が出てきている。また、高齢化により柵などの設置を行うことが困難になっている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヵ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、進入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>被害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲対策 <p>鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>被害防止のため、集落を単位とした総合的な対策を基本とし、被害対策が指導できるリーダーを育成し捕獲対策、被害防止対策を実施するよう努める。また、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図り、効果的に捕獲対応できる体制の整備を図って行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除対策 <p>被害多発発生集落においては、進入防止柵を積極的に推進する。</p> <p>被害防止対策と捕獲対策に加え、周辺集落の未収穫農作物の放置を行わないなどの環境整備に努めるように周知を図って行くなど広域的、組織的に行える被害防止体制の確立を目指す。また、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施することとする。</p>

生息環境管理

- ・緩衝帯の設置

集落において防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけないよう里地・里山の整備・管理を安来市鳥獣被害防止対策協議会において被害防止注意事項等を作成し啓発や研修を行う。

- ・放置果樹の除去

集落において防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけないよう里地・里山の整備・管理を安来市鳥獣被害防止対策協議会において被害防止注意事項等を作成し啓発や研修を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

安来市猟友会駆除班により対象鳥獣の捕獲を行う。また、これに合わせて安来市鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）により人命等に危険が及ぶおそれのある時に緊急対応できる体制の継続。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	全対象鳥獣	安来市猟友会と連携し、イノシシ用檻、個人檻、箱わな等の積極的な活用を行う。 集落単位での自衛捕獲体制支援のため、捕獲檻の整備を推進する。 安来市猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。
27年度	全対象鳥獣	安来市猟友会と連携し、イノシシ用檻、個人檻、箱わな等の積極的な活用を行う。 集落単位での自衛捕獲体制支援のため、捕獲

		檻の整備を推進する。 安来市猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。
28年度	全対象鳥獣	安来市猟友会と連携し、イノシシ用檻、個人檻、箱わな等の積極的な活用を行う。 集落単位での自衛捕獲体制支援のため、捕獲檻の整備を推進する。 安来市猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。 捕獲目標は、H25年捕獲目標に対し同程度とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ヌートリア	50頭	50頭	50頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
キツネ	5頭	5頭	5頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
サル	3頭	3頭	3頭
カラス	150羽	150羽	150羽
カワウ	30羽	30羽	30羽
ウソ	10羽	10羽	10羽
サギ類	15羽	15羽	15羽
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

(注) 1 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。
2 $[H23年度 + H24年度 + H25年度(見込み)] / 3$

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、安来市猟友会駆除班により、非狩猟期を中心に効果的・効率的な捕獲に努める。なお、被害の増加している地域等では狩猟期に猟友会の協力を得て、積極的な捕獲を行うものとする。</p> <p>サルについては、市街地に出没する個体は人的被害の防止のためサル捕獲用箱わな及び捕獲ネット等で捕獲し、集落に出没する固体は花火等による追い払いを中心とする。</p> <p>タヌキ・キツネ・ヌートリア・アライグマについては、箱わな等のわなを中心に捕獲を行う。</p> <p>鳥類については、被害防止のため銃器の捕獲に努めると共に大型箱わなの整備を進める。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施所定場所を記した図面等を作成している場所は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号、以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 3 km	ワイヤーメッシュ 3 km	ワイヤーメッシュ 3 km
	トタン 500 m	トタン 500 m	トタン 500 m
	網 500 m	網 500 m	網 500 m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	全般	集落において防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない対策を図るため、緩衝帯の整備や放任果樹等の除去等について安来市鳥獣被害防止対策協議会において被害防止注意事項等を作成し啓発や研修を行う。
27年度	全般	集落において防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない対策を図るため、緩衝帯の整備や放任果樹等の除去等について安来市鳥獣被害防止対策協議会において被害防止注意事項等を作成し啓発や研修を行う。
28年度	全般	集落において防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない対策を図るため、緩衝帯の整備や放任果樹等の除去等について安来市鳥獣被害防止対策協議会において被害防止注意事項等を作成し啓発や研修を行う。

(注) 進入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	安来市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
安来市	事務局の運営、関係機関との連絡調整
安来市猟友会	有害鳥獣の駆除捕獲体制に関する助言
鳥獣保護員	鳥獣に関する専門知識の助言
島根県東部農業共済組合	被害情報の提供及び助言
やすぎ農業協同組合	営農活動に於ける被害状況の把握と確認
島根県東部農林振興センター	情報提供アドバイザーとして助言と支援
安来市農林振興協議会	営農活動に於ける被害状況の把握と確認
島根森林管理署	情報提供アドバイザーとして助言と支援

安来市鳥獣対策実施隊	鳥獣の捕獲に関する助言
------------	-------------

安来市鳥獣被害防止対策協議会は平成21年2月26日に設立

安来市鳥獣対策実施隊は平成22年10月14日に加盟

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
安来市農林振興協議会（防災部会）	被害防止対策に関する協力、連携。

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

安来市鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）により緊急的な捕獲活動を行う。構成員30名
--

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

安来市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、啓発活動等の対策を推進する。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋葬処理等を行うこととする。 イノシシについては、食用等の有効利用の拡充を図っていく。

- (注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と有害鳥獣被害の情報の共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び防止を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。